

七戸町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日

七戸町告示第39号

改正 令和4年3月31日告示第31号

(趣 旨)

第1条 七戸町は、婚姻により新生活を始めるための費用を支援することにより、婚姻に伴う経済的な負担の軽減を図るとともに、地域における少子化対策に資するため、新婚世帯を対象に七戸町結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月31日七戸町規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象期間 申請日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (2) 新婚世帯 補助対象期間内に、婚姻届を受理され、同一世帯となった夫婦をいう。ただし、令和4年度事業に限り令和4年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を受理された世帯についても補助対象世帯とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻届を提出した時点で、夫婦共に七戸町の住民基本台帳に登録されている者であり、婚姻後も引き続き七戸町の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (2) 婚姻届を受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下であること。
- (3) 次条の規定により算出した新婚世帯の所得が400万円未満であること。
- (4) 補助対象となる住居が七戸町内にあり、かつ当該居住地に住民登録を有し、現に居住していること。
- (5) 七戸町に2年以上継続して定住する意思があること。
- (6) 町内会・常会に加入していること。
- (7) 申請者及び世帯員全員に市町村税及びその他の納付金の滞納がないこと。
- (8) 過去に七戸町結婚新生活支援事業による補助金又は他自治体における同様の趣旨による補助金の交付を受けていないこと。

(新婚世帯の所得の算出方法)

第4条 新婚世帯の所得の算出方法は、直近の所得証明書を基に夫婦の所得を合算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる算出方法によるものとする。

- (1) 夫婦の双方又は一方が離職し、補助金申請時において無職の場合、離職した者については、所得なしとして、世帯の所得を算出する。
- (2) 貸与型奨学金（公共団体又は民間団体から、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる費用のうち、補助対象期間内に支払った金額を合算した額とし、補助金の額は1世帯あたり30万円以内の額とする。

- (1) 婚姻に伴う住宅取得に係る経費 婚姻を機に新たに住居を取得するための取得費（消費税及び地方消費税を除く）。
 - ア 住宅購入の場合 実負担額に対して30万円を上限に補助する
 - イ 住宅建築の場合 実負担額の3%以内の補助とする（土地の購入費、住宅ローン手数料は除く）。
- (2) 婚姻に伴う住宅リフォームに係る費用 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、改築、設備更新等の工事費用（倉庫・車庫に係る工事費用、門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係り費用は除く）の実負担額に対して30万円を上限に補助する。
- (3) 婚姻に伴う住宅賃借に係る経費 次に掲げる費用のうち、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては住宅手当分に相当する額を差し引いた後の金額から2万円を超えた部分の家賃を補助する。ただし、2万円を上限とする。
 - ア 婚姻後に新たに住宅を賃借する場合 補助対象期間内に生じた住宅の賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用も含む。以下同じ。）、仲介手数料
 - イ 婚姻前から夫婦が同居している賃貸住宅の場合 補助対象期間において婚姻後に生じた住宅の賃料
 - ウ 夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住宅の場合 補助対象期間内において婚姻後に夫婦が当該住宅に同居し、同一世帯となった日以降に生じた住宅の賃料
- (4) 婚姻に伴い行う引越に係る経費 補助対象期間内に補助金の交付の対象となる新居への引っ越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った金額に対して30万円を上限に補助する。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請は、七戸町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本
- (2) 新婚世帯全員の住民票の写し
- (3) 夫婦の直近の所得証明書
- (4) 住居手当支給証明書及び申出書（様式第2号）（婚姻に伴う住宅賃借の場合）
- (5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済した場合）
- (6) 物件の建築工事契約書又は売買契約書及び内訳書（婚姻に伴う住宅取得の場合）

- (7) 物件の賃貸借契約書（婚姻に伴う住宅賃借の場合）
- (8) 引越しに係る領収書（婚姻に伴う引越費用の場合）
- (9) 離職票又は退職証明書の写し（離職した場合）
- (10) 定住誓約書（様式第3号）
- (11) 町内会・常会加入証明書（様式第4号）
- (12) 税に関する滞納のないことを証明する書類（婚姻を機に七戸町へ転入した場合は、申請日の属する年度又は前年度の1月1日時点で住民登録をしていた自治体発行の証明書（夫婦分））
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、七戸町結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請を取り下げる場合は、七戸町結婚新生活支援事業費補助金取下書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の変更）

第9条 第6条の規定により、交付決定者は、申請書の内容に変更が生じたときは、七戸町結婚新生活支援事業費補助金交付申請変更届出書（様式第7号）により、当該変更に係る書類を添えて町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項に規定する届出により補助金の額及び対象期間を変更することと決定したときは、七戸町結婚新生活支援事業費補助金変更通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び実績報告）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは七戸町結婚新生活支援事業費補助金請求書兼実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、町長に請求するものとする。

- (1) 住宅の取得に係る支払を証明する書類（婚姻に伴う住宅取得の場合）
- (2) 家賃の支払いを証明する書類（婚姻に伴う住宅賃貸借の場合）

2 町長は、前項の補助対象者から請求書の提出があったときは、当該交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、七戸町結婚新生活支援事業費補助金取消通知書（様式第10号）により補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定による交付申請の取り下げの届け出があったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。
- (3) この要綱に記載する内容及び規則に違反したとき。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、全部または一部の補助金の返還を求めることができる。
 - 3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められたときは、直ちに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。